

令和 7 年度第 1 回鴨川市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和 7 年 7 月 31 日（木）
午後 3 時から
場 所 市役所 4 階 400 会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長選出

4 議 件

（１）令和 6 年度国民健康保険特別会計決算について

（２）その他

①子ども・子育て支援金制度について

②令和 7 年度かもがわ健康ポイントについて

5 閉 会

令和6年度 鴨川市国民健康保険特別会計 決算書

単位:千円

歳入						
科 目			令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	(C)=(A)-(B)	伸び率(C)／(B) (%)
国民健康保険税	一般	医療給付費分	431,568	463,152	▲ 31,584	▲ 6.8
		後期高齢者支援金分	134,905	144,427	▲ 9,522	▲ 6.6
		介護納付金分	47,763	51,473	▲ 3,710	▲ 7.2
		小 計	614,236	659,052	▲ 44,816	▲ 6.8
	退職	医療給付費分	0	0	0	—
		後期高齢者支援金分	0	0	0	—
		介護納付金分	0	0	0	—
		小 計	0	0	0	—
	計		614,236	659,052	▲ 44,816	▲ 6.8
	国庫支出金	国庫補助金	災害臨時特例補助金	49	37	12
出産育児一時金臨時補助金		0	71	▲ 71	▲ 100.0	
小 計		49	108	▲ 59	▲ 54.6	
県支出金	県負担金	保険給付費等交付金(普通交付金)	2,720,111	2,855,649	▲ 135,538	▲ 4.7
	保険給付費等交付金(特別交付金)	61,147	48,143	13,004	27.0	
	小 計	2,781,258	2,903,792	▲ 122,534	▲ 4.2	
繰入金	一般会計	保険基盤安定(保険税軽減分)	124,061	129,805	▲ 5,744	▲ 4.4
		保険基盤安定(保険者支援分)	63,637	67,125	▲ 3,488	▲ 5.2
		事務費等繰入金	6,007	6,329	▲ 322	▲ 5.1
		出産育児一時金等	3,000	3,346	▲ 346	▲ 10.3
		財政安定化支援事業	39,085	40,014	▲ 929	▲ 2.3
		未就学児均等割保険税	1,129	1,222	▲ 93	▲ 7.6
		産前産後保険税	1,537	20	1,517	7,585.0
		小 計	238,456	247,861	▲ 9,405	▲ 3.8
	基金	財政調整基金繰入金	118,927	116,291	2,636	2.3
		高額療養費等資金貸付基金繰入金	20,000	0	20,000	—
		小 計	138,927	116,291	22,636	19.5
	計		377,383	364,152	13,231	3.6
	繰越金		32,149	23,710	8,439	35.6
諸収入		6,940	11,828	▲ 4,888	▲ 41.3	
歳入合計		3,812,015	3,962,642	▲ 150,627	▲ 3.8	

○ 基金の状況(年度末現在額)

単位:千円				
財政調整基金	40,924	139,851	▲ 98,927	▲ 70.7
高額療養費等資金貸付基金	0	20,000	▲ 20,000	—

年間平均加入世帯数(世帯)	4,675	4,924	▲ 249	▲ 5.1
年間平均被保険者数(人)	6,562	7,015	▲ 453	▲ 6.5
総医療費 (千円)	3,123,906	3,257,006	▲ 133,100	▲ 4.1

単位: 千円

歳		出				
科 目		令和6年度(D)	令和5年度(E)	(F)=(D)-(E)	伸び率(F)／(E) (%)	
総務費		17,256	13,649	3,607	26.4	
保険給付費	一般被保険者	療養給付費	2,305,315	2,398,135	▲ 92,820	▲ 3.9
		療養費	9,154	10,843	▲ 1,689	▲ 15.6
		小 計	2,314,469	2,408,978	▲ 94,509	▲ 3.9
		高額療養費	411,452	444,194	▲ 32,742	▲ 7.4
		高額介護合算療養費	213	121	92	76.0
		移送費	217	103	114	0.0
		小 計	411,882	444,418	▲ 32,536	▲ 7.3
		計	2,726,351	2,853,396	▲ 127,045	▲ 4.5
	審査支払手数料	3,648	3,799	▲ 151	▲ 4.0	
	出産育児諸費	4,500	3,340	1,160	34.7	
	葬祭費諸費	2,800	3,550	▲ 750	▲ 21.1	
	傷病手当金	0	24	▲ 24	▲ 100.0	
	計	2,737,299	2,864,109	▲ 123,203	▲ 4.3	
	事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	663,756	686,254	▲ 22,498	▲ 3.3
一般被保険者後期高齢者支援分		229,157	242,874	▲ 13,717	▲ 5.6	
介護納付金分		75,571	81,707	▲ 6,136	▲ 7.5	
計		968,484	1,010,835	▲ 42,351	▲ 4.2	
共同事業拠出金		0	1	▲ 1	▲ 100.0	
保健事業費	特定健診等事業費	14,157	13,487	670	5.0	
	保健衛生普及費	11,367	17,016	▲ 5,649	▲ 33.2	
	国保保健指導事業	4,544	4,667	▲ 123	▲ 2.6	
	計	30,068	35,170	▲ 5,102	▲ 14.5	
基金等積立金		20,000	0	20,000	—	
公債費		0	0	0	—	
諸支出金	諸支出金	4,190	4,983	▲ 793	▲ 15.9	
	直診勘定繰出金	3,550	1,746	1,804	103.3	
	計	7,740	6,729	1,011	15.0	
歳 出 合 計		3,780,847	3,930,493	▲ 149,646	▲ 3.8	

収 支 差 引 残	31,168	32,149	▲ 981	▲ 3.1
-----------	--------	--------	-------	-------

令和6年度 鴨川市国民健康保険特別会計 決算推移

1 歳入

単位:千円・%

	平成27年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	令和6年度 (決算額)
歳入総額	5,247,888	5,228,543	5,055,927	4,359,089	4,246,908	4,109,980	4,043,958	3,952,337	3,962,642	3,812,015
前年度比	-	99.6	96.7	86.2	97.4	96.8	98.4	97.7	100.3	96.2
主な内訳	国民健康保険税	990,711	924,143	852,552	814,518	775,168	751,069	736,999	723,713	614,236
	国庫支出金	998,614	975,096	988,010	79	3,873	9,661	1,335	49	108
	療養給付費交付金	189,779	140,598	67,341	0	0	0	0	0	0
	前期高齢者交付金	1,246,998	1,336,530	1,433,669	0	0	0	0	0	0
	県支出金	281,663	271,467	284,581	3,015,995	3,100,546	2,981,384	2,984,214	2,927,005	2,903,792
	共同事業交付金	1,058,214	1,093,934	995,406	0	0	0	0	0	0
	一般会計繰入金	262,173	294,464	289,760	255,766	282,040	281,218	281,229	262,382	247,861
	基金繰入金	100,000	38,867	0	0	0	0	0	116,291	138,927
	繰越金	110,964	144,235	133,928	260,332	70,477	76,989	34,903	30,835	23,710
	諸収入	8,772	9,209	10,680	12,399	14,804	9,659	5,278	8,353	11,828

2 歳出

	平成27年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	令和6年度 (決算額)
歳出総額	5,103,653	5,094,615	4,795,596	4,288,612	4,169,918	4,075,077	4,013,122	3,928,627	3,930,493	3,780,847
前年度比	-	99.8	94.1	89.4	97.2	97.7	98.5	97.9	97.9	96.2
主な内訳	総務費	15,557	13,656	21,278	12,528	13,754	16,245	11,812	12,463	17,256
	保険給付費	3,132,073	3,193,490	2,995,006	2,983,400	3,055,122	2,947,723	2,901,670	2,893,902	2,737,299
	後期高齢者支援金	584,791	556,733	535,441	0	0	0	0	0	0
	前期高齢者納付金	393	401	1,986	0	0	0	0	0	0
	老人保健拠出金	24	19	12	0	0	0	0	0	0
	介護納付金	229,311	200,886	200,588	0	0	0	0	0	0
	事業費納付金	0	0	0	1,058,029	1,028,914	1,016,615	986,212	976,711	968,484
	共同事業拠出金	1,053,273	1,043,762	982,665	0	1	1	1	1	0
	保健事業費	33,270	31,741	37,510	35,547	38,019	24,420	27,600	29,855	35,170
	基金積立金	0	0	0	120,000	30,000	57,484	39,068	8,590	20,000
	諸支出金	54,961	53,927	21,110	79,108	4,108	12,589	46,759	7,105	6,729

3 差引残額

	平成27年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	令和6年度 (決算額)
差引残額	144,235	133,928	260,331	70,477	76,990	34,903	30,836	23,710	32,149	31,168

4 財政調整基金の状況(年度末現在)

	平成27年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	令和6年度 (決算額)
財政調整基金	39,867	1,000	1,000	121,000	151,000	208,484	247,552	256,142	139,851	40,924
3差引残額+4財政調整基金	184,102	134,928	261,331	191,477	227,990	243,387	278,388	279,852	172,000	72,092

※ 令和5年度まで、高額療養費等資金貸付基金として2,000万円(当初額)別途あり。

5 単年度収支の状況

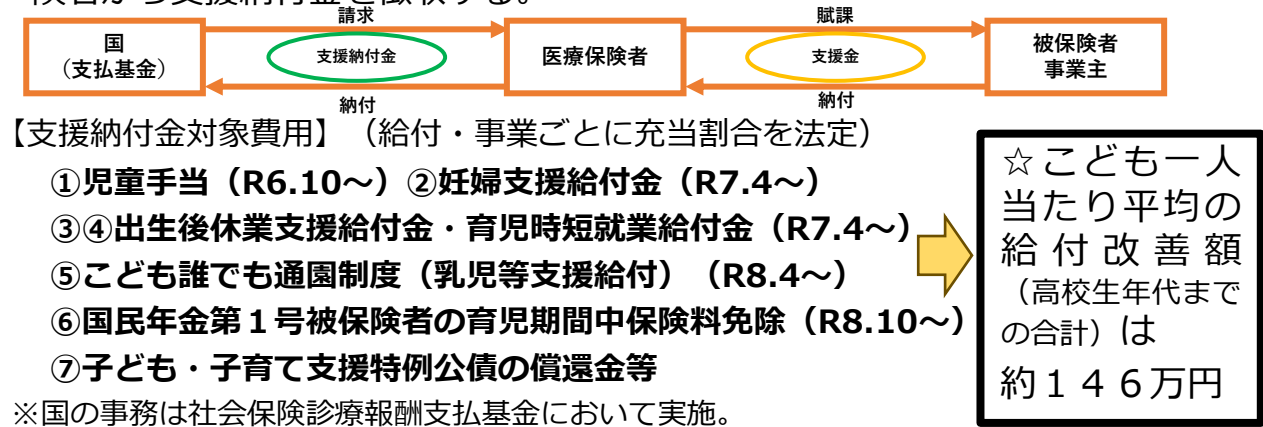
	平成27年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)	令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	令和6年度 (決算額)
歳入	5,036,924	5,045,441	4,921,999	4,098,757	4,176,431	4,032,991	4,009,055	3,921,502	3,822,641	3,640,939
歳出	5,103,653	5,094,615	4,795,596	4,168,612	4,139,918	4,017,593	3,974,054	3,920,037	3,930,493	3,760,847
単年度収支	△ 66,729	△ 49,174	126,403	△ 69,855	36,513	15,398	35,001	1,465	△ 107,852	△ 119,908

※ 基金、前年度繰越金等を控除したもの。

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。**

1. 子ども・子育て支援法

○ 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



2. 医療保険各法等

○ 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める(総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す)。

○ 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

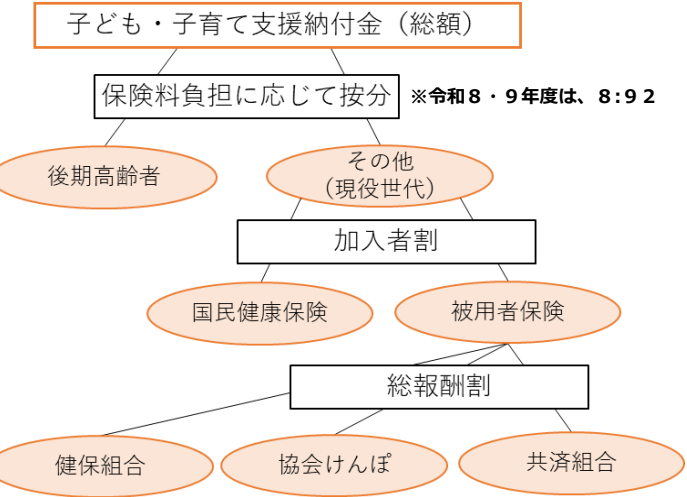
3. 改正法附則(経過措置・留意事項)

○ 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。

社会保障負担率 = $\frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}}$

○ 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安(令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円)

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額(見込み)は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計



子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （②）	（参考） ①／②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔（参考）被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔（参考）被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

（注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

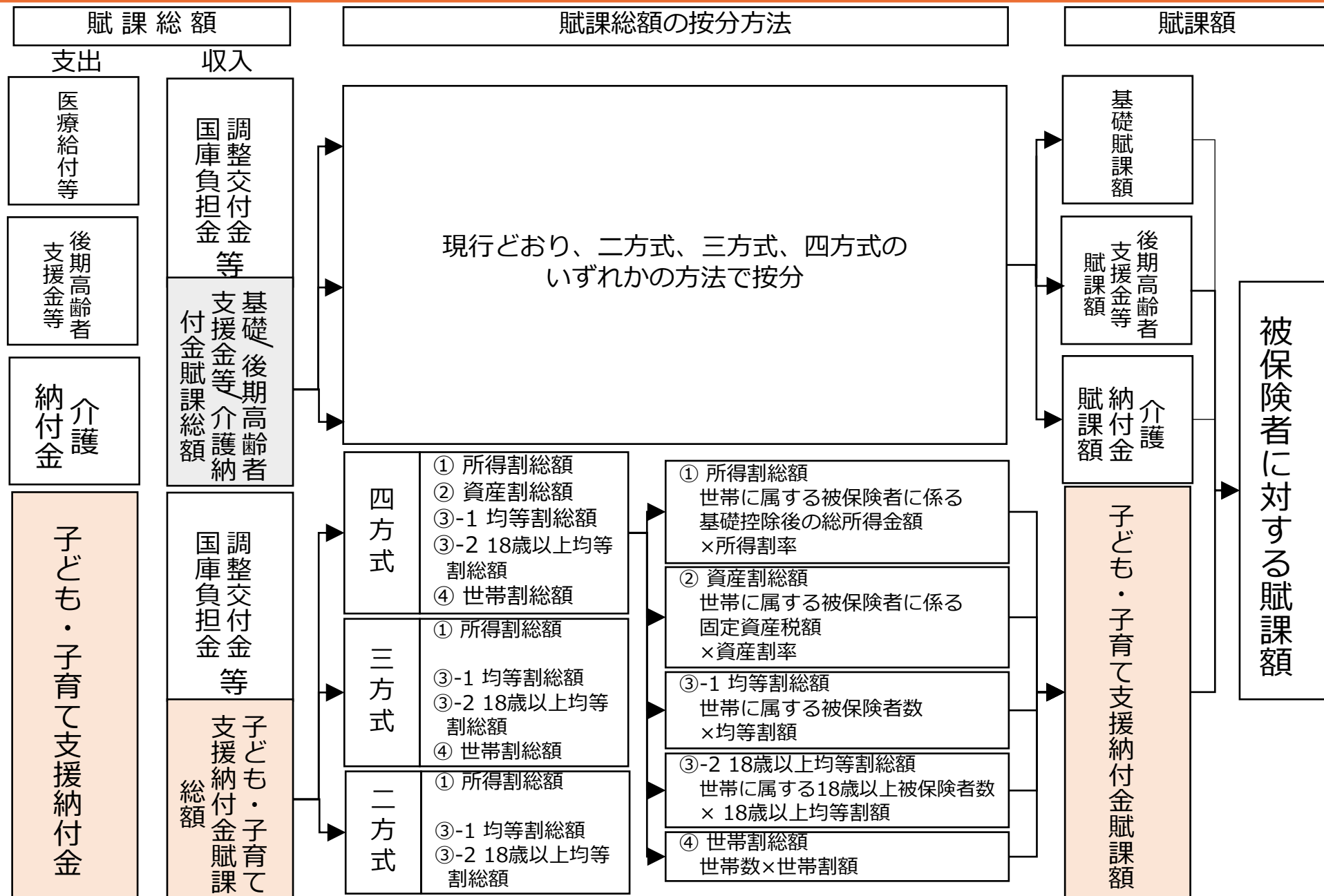
（注2）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

（注3）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。なお、支援金制度が少子化対策にかかるとの鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。

（注4）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。

（注5）介護分の保険料額は、第1号保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込額）

支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までのこどもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。

かもがわ健康ポイント

健康づくりに取り組んで、プレゼントをゲット!!

かんたん 3ステップ

STEP #1

ポイントカードを
手に入れる。

STEP #2

健康づくりをして
ポイントをためる。

STEP #3

20ポイント以上
たまったら応募!

実施期間 | 令和7年6月1日～令和8年1月30日

応募締切 | 第1回 令和7年9月30日

第2回 令和8年1月30日

★各1回ずつ計2回応募できます!

対象者 | 小学生以上の鴨川市民

小学生も
参加できるよ!!



©鴨川市2010



プレゼントがさらに充実!!



★ち～バリュ～カード (全員)

県内のち～バリュ～協賛店舗で優待を受けられるカードです。

★令和8年度市検(健)診無料受診券 (20歳以上)

✓市公共施設を会場に実施する令和8年度の市検診のうち、無料受診券に記載のある
いずれか1種類を無料で受診できます。

✓20～30代の男性の方は該当する検診がありませんので無料受診券の対象になりません。

※ もれなくもらえるプレゼントは期間中、お一人様1回とさせていただきます。

抽選で
もらえる

第1回抽選(～9月30日)

- ★長狭米 新米コシヒカリ (5kg)
- ★ボディメンテ(ドリンク 24本入)
- ★鴨川グランドホテル 日帰り入浴無料券
- ★KCCスポーツクラブ特別御招待券

5名様
5名様
10名様
20名様
20名様

★ウェルネススポーツ鴨川 ウェルkamo教室無料利用券

★オルカ鴨川FC オリジナルポロシャツ(L)

★1/30スケール トヨタプリウス ミニカー

5名様
15名様

第2回抽選(～1月30日)

★鈴木鯉節店 海産物詰め合わせ

★米屋新蔵 純米ばうむ

★島田糰店 天然醸造味噌(1kg)

★ウェルネススポーツ鴨川 オリジナルサコッシュ

★ウェルネススポーツ鴨川 小湊筋肉学校 無料利用券

★鴨川レモン(袋詰)

★2026シーズン プレナスなでしこリーグ

オルカホーム戦 観戦ペアチケット引換券

5名様
5名様
10名様
10名様
10名様
20名様
10名様

さらに!
KCCスポーツクラブ

期間中(6月1日～1月30日)に
健康ポイントカード提示で

ビジター(一般)料金 1,500円 ▶ 750円



お問合せ / 鴨川市市民福祉部健康推進課保健予防係

☎ 04-7093-7111

supported by



協賛 | 一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川 オルカ鴨川FC KCCスポーツクラブ 鴨川レモン組合 チョイスコかもがわ

協力 | 大塚製薬株式会社 株式会社新倉(米屋新蔵) 鴨川グランドホテル

有限会社鈴木鯉節店 島田糰店



2005-2025



鴨川市市制施行20周年

令和7年度 かもがわ健康ポイント

4つの項目のうち、20ポイント以上のスタンプを集めよう

STEP #1

ポイントカードを手に入れよう！



ダウンロードはこちら▶



ポイントカードは以下の各所で配布されています。市ホームページからもダウンロードできます。

配布場所／ふれあいセンター(健康推進課) 市役所本庁舎(総合窓口) 天津小湊支所 吉尾出張所
江見出張所 小湊出張所 各公民館 スポーツ振興課 KCCスポーツクラブ 小湊さとうみ学校

STEP #2

健康づくりをしてポイントをためよう！

ウェルネススポーツ鴨川
マスコットキャラクター
ウェルニャン



4つの項目の中から、いずれかに取り組んで、ポイントカードにスタンプを押していきます。

① 基本的な検(健)診を受けよう！

1回ごとに5ポイント

- 市の健康診査、人間ドック、がん検診、骨粗鬆症検診、歯科検診、小児生活習慣病予防検診 など
- 特定保健指導や小児生活習慣病予防検診の事後指導を受けた場合
- 職場健診等の結果を市の健康推進課へ提出した場合 など

▶会場で押印を受けるか、検(健)診を受けたことがわかるもの(健診結果や領収書など)をポイントカード提出窓口にお持ちください。

② 予防接種を受けよう！ 献血に協力しよう！

1回ごとに2ポイント

- 予防接種(新型コロナ インフルエンザ 高齢者の肺炎球菌 带状疱疹 など)
- 献血に協力した場合

▶会場で押印を受けるか、確認できるもの(接種証や領収書、献血カードなど)をポイントカード提出窓口にお持ちください。

③ 鴨川市の健康イベントやボランティア活動に参加しよう！

1回参加ごとに2ポイント

- 市健康づくり教室、介護予防教室、スポーツイベント、高齢者スポーツ大会、高齢者サロン、公民館教室、鴨川市オーシャンスポーツクラブ、KCCスポーツクラブへの参加、地域や学校などのボランティア活動
- オルカ鴨川FCのゲーム観戦やイベント、オルカなでしこサッカースクール、スマイルコミュニケーション
- ウェルネススポーツ鴨川が開講する運動教室・イベント(ウェルkamo教室、小湊筋肉学校、親子deマルチスポーツ教室、放課後マルチスポーツ教室、ビーチスポーツスクール など)

▶会場で押印を受けるか、参加したイベントやボランティア活動をポイントカード提出窓口申請してください。

④ 健康の維持・改善に取り組もう！

1日取り組むごとに1ポイント

▶自分で立てた目標は、ポイントカード中面に記入してください。

- 健康づくりの目標を自分で立てて、日常生活で実践。1日取り組むごとに1ポイント獲得

例／1日○歩以上歩く 1日に野菜を350g以上食べる ラジオ体操をする 禁煙する 体重を○kgにする
空腹時血糖を基準値に改善する BMIを基準値に改善する など

▶1日取り組めたら、ポイントカードのスタンプ欄に日付をご自身で記入してってください。

STEP #3

20ポイント以上たまったら応募する！



©鴨川市2010

20ポイント以上たまったら、ポイントカードに必要事項を記入し、下記の窓口へ提出または郵送してください。

ふれあいセンター(健康推進課) 市役所本庁舎(総合窓口) 天津小湊支所 吉尾出張所 江見出張所 小湊出張所

郵送の場合 ▶〒296-0033 鴨川市八色887-1 鴨川市健康推進課保健予防係宛 ※郵送料はご負担ください。

応募締切／ 第1回 令和7年9月30日 第2回 令和8年1月30日 ※当日消印有効

✓令和7年度 かもがわ健康ポイントカードの提出は、実施期間中2回の応募が可能です。(返却不可)

✓抽選結果は当選者へ景品引換券を発送し、ふれあいセンターで引換えを行います。

✓提出時にアンケート(ポイントカードまたはオンライン)へのご回答をお願いします。

かもがわ健康ポイントとは | 鴨川市民のみなさまの健康づくりを応援する事業です。自分で決めた毎日の健康目標を実践したり、健康状態を知るための検(健)診や市の健康イベントやボランティア活動への参加などでポイントがたまります。決められたポイント(今年度は20ポイント)を達成した方には、もれなく参加賞を、抽選で豪華賞品をプレゼントしています。

オルカ鴨川FC
マスコットキャラクター
オルルン



© ORCA Kamogawa FC

地域の健康を応援！

オルカ鴨川FCは平成26年に発足した、南房総初の本格的な女子サッカーチームです。スポーツの力で地域をより元気にするために、日々活動しています。奮闘する女の子たちをぜひ応援してください！